

# 環境影響評価法における放射性物質の対応状況

# 環境影響評価法における放射性物質の対応状況

## 1. 基本的事項の改正

- 平成25年6月「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」によって、環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定が削除（施行：平成27年6月1日）。
- 放射性物質に係る環境影響評価の手法等について検討を行うため、「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会」を開催。平成26年6月に報告書を取りまとめ。
- 上記報告書の内容を踏まえ、基本的事項を改正（告示：平成26年6月27日）。

### 【検討委員会報告書概要】

法対象事業\*を実施する際に、放射性物質を取り扱う場合の基本的な考え方を取りまとめ。

- 1 環境影響評価項目の対象である基本的事項に、新たに一般環境中の放射性物質を位置づけ
- 2 放射性物質による環境の汚染の状況の把握については、放射線の量（空間線量率等）で行うことを基本とする
- 3 調査、予測及び評価の手法：国や地方公共団体等による既存の調査結果を活用、必要に応じて実測
- 4 環境保全措置の考え方：切土・盛土等の工法上の工夫、飛散・流出防止策等が考えられる
- 5 環境影響評価法で放射性物質を取り扱う必要がある場合の留意事項
  - ①土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業（工事段階）
    - ✓ 避難指示区域等で法対象事業を実施する場合が一つの目安
  - ②供用中に放射性物質を取扱う事業
    - ✓ 原子力発電所については、原子炉等規制法に基づき審査
    - ✓ 廃棄物最終処分場については、廃棄物処理法等に基づき管理

\*病院や研究施設等の放射性物質を取扱う施設、中間貯蔵施設、指定廃棄物の処分場の設置等は、対象事業ではない。

基本的事項<別表>

環境要素の区分		影響要因の区分		工事		存在・供用	
		細区分	細区分				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質					
		騒音・低周波音					
		振 動					
		悪 臭					
		その他					
	水環境	水 質					
		底 質					
		地下水					
		その他					
	土壌環境・その他の環境	地形・地質					
		地 盤					
		土 壌					
		その他					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物						
	動物						
	生態系						
人と自然との豊かな触れ合い	景観						
	触れ合い活動の場						
環境への負荷	廃棄物等						
	温室効果ガス等						
<b>一般環境中の放射性物質</b>		<b>放射線の量</b>					

## 2. 主務省令の改正

- 基本的事項の改正を踏まえ、各事業種の所管省庁が事業種ごとの主務省令の改正を行う。
- 環境省所管の廃棄物最終処分場事業の主務省令については、平成27年3月頃に公布予定。

## 3. 技術ガイドの作成

- 放射性物質に係る環境影響評価を行う際に参考となる調査、予測及び評価の具体的な手法や環境保全措置の内容をまとめたもの。
- 主な内容（案）
  - ・計画段階配慮事項・環境影響評価項目、調査・予測・評価手法の選定における考え方
  - ・調査手法、予測・評価・環境保全措置の具体例（イメージ）
  - ・参考となる既存の知見や資料に関する情報
- 平成27年3月頃公表予定

### 【技術ガイドの構成（案）】

はじめに

1章 放射性物質の環境影響評価の基本的な考え方

2章 放射性物質の環境影響評価手法

2.1 計画段階の環境影響評価手法（配慮書）

2.1.1 計画段階配慮事項の選定の考え方

2.1.2 計画段階の調査手法

2.1.3 計画段階の予測・評価手法

2.2 事業実施段階の環境影響評価手法（方法書、準備書、評価書及び報告書）

2.2.1 環境影響評価項目の選定の考え方

2.2.2 調査、予測及び評価の手法の選定の考え方

2.2.3 調査手法

2.2.4 予測手法

2.2.5 環境保全措置

2.2.6 評価手法

2.2.7 事後調査